提出日を記入してください

市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

令和 年					
	月 日 明 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		整理番号	33000	
	T992-0044 998-854		フリガナ	サカタ フルサトタロウ	
			氏 名	酒田 ふるさと太郎	
住 所	山形県酒田市中	 1−4−10			
	HADANID HAN TO	本町二丁目2番45号	個人番号		
耐红瓜 日	0004 06 5706		4-F-D-D		
電話番号	0234-26-5736		生年月日	昭和〇〇年〇月〇日	
「個人番号」	欄には、あなたの個 <i>」</i> 第5項に規定する個人種	番号(行政手続におり	ける特定の個	、を識別するための番号の利用等に関 [、]	す
	70・気に水ルナる個人自			平日/ラブナンパー) ナジコーデノナ	
:所			52項に 個 (第8年	人番号(マイナンバー)を記入してくた	:20
税住所(原則	」、ご寄附いただいた			下の欄に必要な事項を記載してくださ	
在の住所地	が記載されているか	確認してくださ	せんせん ケッシ	Bケの1 0100 ナベル カナ地周内寺	車
			付例対象年の3	翌年の1月10日までに、申告特例申請	事
りのある場合	は二重線で消し、訂		±42.2.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.		
ずわナ	いに該当する場合にけ	由告特例対象在に支	百か、地方祝徒 <u>出した全ての</u> 9	去附則第7条第6項(第13項)各号の 基附会(同項第4号に該当する場合に	_
上	の黒枠の中は寄附	申し込み時の内容	をそのまま	記載しております	
	正など必要な場合に				
	申請内容に不明な点があ			-11 11 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	
1. # ***		7 マサス	.067		
	寄附年月日			寄附金額	
	2021-01-01			10.000円	
		<u> </u>			
複数回寄	附をした場合、寄附	1件ごとに申請書	が必要となり	Jます(日付、金額ともに合算不i	可)
				、添付書類は1部でも構いません。	-
① 地方税剂	去附則第7条第1項	(第8項) に規定する	5 申告特例対象	象寄附者である □	
(注) 地力	- - 競法附則第7条第1項		由告特例対象等		Ā.
	る者をいいます。	(370-27 (2/2/27)			
	控除対象寄附金を支出す	- 1 1 2 4 1 1 1 4 1		!申告をしない場合はチェック	
申告書	を提出する義務がない者	又は同法第121条 (例申請は確定申告しない方の為の制度	
(2) 特例			ワンストップ特	例中請は唯た中日しない力の何の耐及	です)
~11-	控除対象寄附金を支出す	る年の翌年の4月1	7 W W 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		です)
ついて 書の提	、当該寄附金に係る寄附	金税額控除の控除を受け	/個/31/2// ける目的以外に、		です)
書の提	、当該寄附金に係る寄附 出(当該申告書の提出が	金税額控除の控除を受け されたものとみなされる	プログラス マステン である できます できます できます できます できます かまま かまま かまま かまま かまま できます かまま かまま かまま しゅう	市町村民税・道府県民税の申告 提出を含む。)を要しない者	です)
書の提	、当該寄附金に係る寄附	金税額控除の控除を受け されたものとみなされる	プログラス マステン である できます できます できます できます できます かまま かまま かまま かまま かまま できます かまま かまま かまま しゅう	市町村民税・道府県民税の申告 提出を含む。)を要しない者	です)
書の提 ② 地方税法	、当該寄附金に係る寄附出 出(当該申告書の提出が 去附則第7条第2項	金税額控除の控除を受けされたものとみなされる (第9項)に規定する	ける目的以外に、 3 確定申告書のも	市町村民税・道府県民税の申告 提出を含む。)を要しない者	
書の提 ② 地方税注 (注) 地力 年の 1	、当該寄附金に係る寄附出 出(当該申告書の提出が 去附則第7条第2項 5税法附則第7条第2項 1月1日から12月31日の	金税額控除の控除を受け されたものとみなされる (第9項) に規定する (第9項) に規定する 間に申告の特例の適	ける目的以外に、 3 確定申告書のも	市町村民税・道府県民税の申告 提出を含む。)を要しない者	
書の提 ② 地方税注 (注) 地力 年の 1	、当該寄附金に係る寄附出 出(当該申告書の提出が 去附則第7条第2項 5税法附則第7条第2項	金税額控除の控除を受け されたものとみなされる (第9項) に規定する (第9項) に規定する 間に申告の特例の適	ける目的以外に、 が確定申告書のも 5要件に該当 要件に該当する	市町村民税・道府県民税の申告 提出を含む。)を要しない者	R.
書の提 ② 地方税注 (注) 地力 年の 1	、当該寄附金に係る寄附出 出(当該申告書の提出が 去附則第7条第2項 5税法附則第7条第2項 1月1日から12月31日の	金税額控除の控除を受け されたものとみなされる (第9項) に規定する (第9項) に規定する 間に申告の特例の適	まる目的以外に、 5確定申告書のも 5要件に該当 要件に該当する 寄附先	市町村民税・道府県民税の申告 是出を含む。)を要しない者 する者である	泉 ク
書の提 ② 地方税注 (注) 地力 年の1 若しく	、当該寄附金に係る寄附出(当該申告書の提出が出(当該申告書の提出が 法附則第7条第2項 5税法附則第7条第2項 月1日から12月31日の は特別区の長の数が5	金税額控除の控除を受けされたものとみなされる (第9項) に規定する (第9項) に規定する (第9項) に規定する 間に申告の特例の適以下であると見込ま (切り取らないでくず	まる目的以外に 5確定申告書の表 5要件に該当 要件に該当する 寄附先 (6自治体	市町村民税・道府県民税の申告 是出を含む。)を要しない者 する者である る者とは、この申請を含め申告特例 が5自治体以内の場合はチェッス 以上の場合は確定申告が必要となります。	泉 ク
書の提 ② 地方税注 (注) 地力 年の1 若しく	、当該寄附金に係る寄附出 出(当該申告書の提出が 去附則第7条第2項 5税法附則第7条第2項 月1日から12月31日の には特別区の長の数が5	金税額控除の控除を受けされたものとみなされる (第9項) に規定する (第9項) に規定する (第9項) に規定する 間に申告の特例の適以下であると見込ま (切り取らないでくず	まる目的以外に 5確定申告書の表 5要件に該当 要件に該当する 寄附先 (6自治体	市町村民税・道府県民税の申告 提出を含む。)を要しない者 する者である □ る者とは、この申請を含め申告特例 が5自治体以内の場合はチェッ	泉 ク
書の提 ② 地方税注 (注) 地力 年の1 若しく 令和 4	、当該寄附金に係る寄附出 出(当該申告書の提出が 法附則第7条第2項 可税法附則第7条第2項 1月1日から12月31日の は特別区の長の数が5 	金税額控除の控除を受けされたものとみなされる (第9項) に規定する (第9項) に規定する (第9項) に規定する 間に申告の特例の適以下であると見込ま (切り取らないでくず	まる目的以外に 5確定申告書の表 5要件に該当 要件に該当する 寄附先 (6自治体	市町村民税・道府県民税の申告 是出を含む。)を要しない者 する者である る者とは、この申請を含め申告特例 が5自治体以内の場合はチェッス 以上の場合は確定申告が必要となります。	泉 ク
書の提 ② 地方税注 (注) 地力 年の 1 若しく	、当該寄附金に係る寄附出 出(当該申告書の提出が 去附則第7条第2項 5税法附則第7条第2項 1月1日から12月31日の には特別区の長の数が5	金税額控除の控除を受けされたものとみなされる (第9項) に規定する (第9項) に規定する (第9項) に規定する 間に申告の特例の適以下であると見込ま (切り取らないでくず	まる目的以外に 5確定申告書の表 5要件に該当 要件に該当する 寄附先 (6自治体	市町村民税・道府県民税の申告 是出を含む。)を要しない者 する者である る者とは、この申請を含め申告特例 が5自治体以内の場合はチェッ 以上の場合は確定申告が必要となります。	泉 ク
書の提 ② 地方税注 (注) 地力 年の1 若しく 令和 4 : 住 所 山;	、当該寄附金に係る寄附出 出(当該申告書の提出が 法附則第7条第2項 可税法附則第7条第2項 1月1日から12月31日の は特別区の長の数が5 	金税額控除の控除を受けされたものとみなされる (第9項) に規定する (第9項) に規定する (第9項) に規定する 間に申告の特例の適以下であると見込ま (切り取らないでくず	まる目的以外に 5確定申告書の表 5要件に該当 要件に該当する 寄附先 (6自治体	市町村民税・道府県民税の申告 是出を含む。)を要しない者 する者である る者とは、この申請を含め申告特例 が5自治体以内の場合はチェッ 以上の場合は確定申告が必要となります。	泉 ク